

平成 23 年 12 月 吉日

都道府県 ご担当課
区市町村 ご担当課 } 御中



独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 社会精神保健研究部
家族・地域研究室
室長 堀口 寿広

「共生社会に向けた自治体の取り組み」アンケート調査へのご回答のお願いについて(依頼)

拝啓

向寒の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて

皆様方もご存知の通り「共生社会」の実現に向けた各種取り組みは、政府の基本方針にとどまらず全国の各地域においても積極的に実施されているところです。

ここで、「共生社会」の実現に向けた取り組みは、地理的要因や既存の公共施設等の整備状況にとどまらず、その地域に暮らす皆様方の要望（ニーズ）の内容など、地域のさまざまな特性を踏まえたものであることが求められます。地方分権化が進む中で、効果を踏まえて取り組みを画一的なものとしないうために、地域特性に関わる要因を明らかにする必要があります。

そこで、このたび私どもでは、全国の自治体を対象としたアンケート調査を実施して、「共生社会」の実現に向けた各地域の独自の取り組みを収集することと致しました。皆様方より頂戴した情報を活用することで、取り組みに求められる要件を明らかにすると共に、他の地域の皆様方にもご参照いただけるデータベースの作成を計画しております。なお、本調査は堀口寿広を研究代表者とする厚生労働省の研究費補助金事業により実施する研究の一環として実施するものです。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をお汲み取りの上、ご回答を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

実施するアンケートの名称：「共生社会に向けた自治体の取り組み」アンケート調査

事業の根拠：平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的等分野））

実施主体：研究事業実施者（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 堀口寿広）

実施期間：平成 23 年 12 月 24 日～24 年 1 月 31 日

調査の内容と方法：別紙の通り

以上

本件に関するお問い合わせ
(独)国立精神・神経医療研究センター
(担当：堀口)

「共生社会に向けた自治体の取り組み」 アンケートへのご回答のご記入方法

このたびはお忙しい中、ご協力を頂き誠にありがとうございます。本状にて、アンケートへのご回答のご記入方法を説明申し上げます。また、アンケート調査に関するご質問について、Q&A を作成いたしましたので、ご不明な点がございましたらご一読賜りますようお願い申し上げます。

1. アンケートについて

名称：「共生社会に向けた自治体の取り組み」アンケート調査

事業の根拠：平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的等分野））

実施主体：研究事業実施者（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 堀口寿広）

実施期間：平成 23 年 12 月 24 日～24 年 1 月 31 日

調査の内容：都道府県および区市町村における障害者施策に係る自治体の取り組みの現況を把握する

このアンケート調査は、全国すべての都道府県および区市町村（指定都市ふくむ）にアンケートをお届けしております。共生社会に向けた各種の取り組みに関して、予算額等をうかがう調査（**調査票 A**）と、障害者施策における独自の取り組みの調査（**調査票 B**）の 2 種類から構成されています。昨年度は調査票をそれぞれ別便にてご担当課へお届けいたしました。今年度は一括してお届けいたします。

ご回答の方法：つぎのいずれかの方法でご回答いただけます。

- ①郵送：ご記入いただいた調査票の用紙を、同封の返信用封筒か、郵便料金着払いにてご返送ください。調査票については、Word ファイル、PDF ファイルの用意もございます。調査票のファイルは、本調査のホームページ（次のページをご参照ください）からダウンロードすることができます。
 - ②電子メール：ご記入いただいた調査票の電子ファイルを、電子メールへの添付にてご返送ください。
 - ③ホームページへのアップロード：ご記入いただいた調査票の電子ファイルを、本調査のホームページへアップロードしてご返送ください。操作の方法につきましてはホームページにてご案内いたしますが、ご不明な点がございましたらご遠慮なくおたずねください。
- ・昨年度のご回答につきましては、本調査のホームページにてご確認、ダウンロードが可能です。
 - ・回答用紙や返信用封筒の紛失、汚損等につきましても、改めてお届けいたしますのでご遠慮なくお申し付けください。
 - ・調査へのご協力ご回答は任意です。ご回答をいただかないことによる不利益などは一切ございません。また、調査は上記の通り 2 種類ございますが、必ずしも両方へのご回答を求めるものではありません。
 - ・ご回答下さる自治体の名称等のご記入をお願いしておりますが、名称等を含め個々の質問項目

へのご回答はすべて任意です。ご回答いただける範囲でご協力をお願い申し上げます。

調査によって得た情報の保護について：いただいたご回答は当研究室にて厳重に保管いたします。ご回答下さった部署等からのご承諾を得ることなくご回答を他の者に開示・閲覧させることは致しません。回答用紙は研究事業の終了後、速やかに、個人情報を保護できる方法にて廃棄いたします。（シュレッダーによる機械裁断）

なお、当独立法人の業務方法書、個人情報保護規程等の概要につきましては、ホームページにてご案内しておりますので、<http://www.ncnp.go.jp/guide/about.html> をご覧ください。

2. 調査結果の発表について

2. 1. 発表の方法について

次の 3 つの方法により結果の発表を行います

①研究報告書による発表

このたびの調査は厚生労働省の研究費補助金による研究事業の一環として実施するものです。したがって、同事業の研究報告書として結果をまとめます（平成 24 年 3 月刊行）。研究報告書は印刷されたものが国立国会図書館等に収載され閲覧に供されるのみでなく、厚生労働科学研究成果データベース（<http://mhlw-grants.niph.go.jp/>）の「閲覧システム」ホームページにおいて、報告書の概要を記した文章の掲載とともに報告書全文の公開がなされ（平成 24 年 5 月以降に順次作業が実施されます）、どなたでも自由にご覧いただけるようになります。

②学術集会（学会）等における発表

研究成果については、学術集会等の場で演題として発表をすること、学術冊子等に論文等として発表することがございます。発表においては、ご回答の内容を、ご回答下さった自治体を特定できない形で発表することもございます。

③ホームページにおける公開

今年度の調査につきまして、ホームページを作成いたしました。昨年度の調査結果につきましてもご案内いたしております。

アドレス (URL) : <http://socialcapital.wiki.fc2.com/>
ログインパスワード :

現時点ではパスワードをご入力いただいた方のみ閲覧・編集が可能です。調査終了後、皆様方に内容をご確認いただきました後、パスワードを解除して一般に公開いたします。第三者による改変を防ぐため管理者（研究事務局）にて記載内容をロックし、皆様方には編集用のパスワードを改めてご案内いたします。

2. 2. 情報の開示の可否について

以下に記載の通り、調査においてご回答の内容の開示の可否につきましては、ご回答の時点でご選択

いただけますし、ご回答のご返送後はどの時点でもご選択の内容をご変更いただけます。ホームページへの情報のご登録につきましても、個々の情報の公開の可否につきましては、内容をご確認いただき改めてお選びいただけます。公開の可否のご判断を変更されることで不利益を受けることはございません。結果のまとめにおいて、いただいた個々のご回答の扱いにつきましては、以下の通りと致します。

2. 2. 1. 調査票 A 共生社会に向けた各種の取り組みに関わる予算額等の調査

ご記入いただいた予算の額など数量データを、平均値など集団全体の傾向を見る目的で使用いたします。地域の人口などの諸データとの関連を統計的に分析いたしますが、ご回答下さった自治体の名称をあげてその数値を他の特定の自治体の数値と比較して多寡を論じることは致しません。

また、各種予算額等につきましては、すでに広報誌等にて公表いただいていると存じますが、本調査においてはそれらの記載内容と照合し正否を確認することは致しません。

後日データベース作成の際には、個々の情報の開示の可否について改めてご確認をいただきご指示を仰ぐものとします。

2. 2. 2. 調査票 B 障害者施策における独自の取り組みの調査

ご記入いただいた取り組み（事業等）に関する諸データについては、調査票 A と同様に平均値など集団全体の傾向を見る目的で使用いたします。あわせて、取り組みの内容について、成功事例として参考とすべき事例（グッドプラクティス）として、研究報告書に直接掲載すること、および、データベース作成時に掲載することがございます。この際には、その都度、個々の情報の開示の可否について改めてご確認をいただきご指示を仰ぐものとします。

また、今年度の調査におきましては、地域社会の資源（ソーシャルキャピタル）を測る指標を作成する目的で、地域にお住まいの皆様方のつながりについて調査にご協力いただける地域を募集いたします。独自の取り組みの地域にお住まいの皆様方のニーズがどのようなものであるか調査の具体的な内容等、詳細につきましては本調査ホームページにてご案内いたしております。

3. 回答用紙のご記入方法

3. 1. 調査票 A

ご回答は、**回答用紙（別途同封）**にご記入下さい。両面にご回答欄がございます。

1) ご回答下さった自治体名をご記入下さい。全国地方公共団体コードのご記入は任意です。

武 蔵 都・道 府・県	小 川 東 区・市 町・村	都道府県コード 〇〇 市町村コード 〇〇〇〇 (任意です)
----------------	------------------	-------------------------------------

2) ご回答の数値の開示についてお選び下さい。ここで「開示」とは、結果の発表において、方法のうち報告書およびデータベースで数値を掲載することを言います。また、ここで「完全な匿名」とは、自治体名を実際のアルファベットの頭文字によって記載したり、地域風土の特性や独自の事業名などを併記することで、読者が容易に回答した自治体を特定し得るような記述を行わないことを言います。開示しないことを選択された場合でも、回答全体の集団としての代表値（平均値等）を算出するなど、統計的な処理を行う際には数値を使用いたします。統計的な処理の結果を記述するときには、開示しないことを選択された自治体の数値を、自治体名と連結可能な形で記述することはいたしません。

情報の開示について	<input type="checkbox"/> すべての情報の開示を可とする（自治体名を記載して情報を発表してよい）
	<input checked="" type="checkbox"/> 開示を否とする
	<input type="checkbox"/> すべての情報の開示を否とする <input type="checkbox"/> 完全な匿名にしてすべての情報の開示を可とする <input type="checkbox"/> 完全な匿名にして一部の情報の開示を否とする <input checked="" type="checkbox"/> 匿名を希望しないが一部の情報の開示を否とする

3) 表について、票の数値について用いる単位と、各々の予算額をご記入下さい。太線の枠で囲まれた欄には、それぞれの分野の合計額をご記入下さい。「22」は平成 22 年度予算額、「23」は平成 23 年度予算(案)額（調査票の到着時の最新のもの）をご記入いただく欄です。

いずれのご回答についても、ご記入いただくことは任意です。とくに、**カ**で示された枠については、調査票の例を参考に、さらに分類できる場合にご記入下さい。

ご不明な場合などは、空欄のまま構いません。下表の例のようにその旨ご記入くださっても構いません。

開示を希望しない数値がございましたら、該当する数値に赤字で×印を書き入れて下さい

(単位： 百万 円)

分野別	予算額					
総計	22 100	23 100				
① 啓発・広報	22 5	23 6	ア 1.5	イ 2	ウ 不明	エ
	オ	カ				

4) 「共生社会」をめざす障害者施策のあり方について、どのような分野や事業に重点を置いておくべきか、ご意見がございましたらご記入下さい。

この欄にご記入いただいたご意見については、ご回答下さった自治体の見解として紹介すること、ご回答下さった自治体を特定できる形では扱いません。

3. 2. 調査票B

ご回答は、調査票に直接ご記入下さい。全部で4ページございます。

1) ご回答下さった自治体名をご記入下さい。全国地方公共団体コード・地域人口・障害者数のご記入は任意です。

2) ご回答の開示についてお選び下さい。「開示」等の語句の説明は調査票Aの説明をご参照ください。

3) 調査票Bでご回答をお願いするのは、①独自の取り組みの内容とメディアでの紹介の有無について、②①以外の取り組みについてメディアでの紹介の有無の有無について、③障害者の防災について、④自由意見の4つに大きく分けることができます。

4) 票の記載方法は、様式は、各地方公共団体にて採用されている施策評価表を参考にして、独自の質問項目を加筆して作成したものです。それぞれ空欄に該当する数値や文字をご記入ください。

問1.では、『「共生社会」をめざした各種施策のうち、現在実施中の障害者施策に関するもので、地域の独自の取り組みとして考えられるもの』として、施策と構成事業をご紹介します。

問2.へのご回答として、その中でとくに独自性が高いと考えられる事業を1つあげて番号に○をつけていただきます。

構成事業名	1	障害者地域参加促進事業	(通称あれば) 心のふれあい○○町
	2	○○モデル地域事業 <th>(通称あれば)</th>	(通称あれば)

問10.までの質問では、問2.で○をつけた事業についてお答えください。

5) 問10.および問11.は、問1.で定義される障害福祉施策として実施されている事業がメディアで取り上げられたかをたずねています。問10.は、問2.でお選びいただいた事業について、問11.は、問2.で選択した事業以外の事業についての質問です。

ここでメディアとは、TV、新聞、ラジオ、雑誌の取材等をさし、地方公共団体自らが地域住民に向けて発行する広報誌や、第三セクターの事業者によるケーブルテレビや地方ラジオをのぞきます。たとえば、テレビでの放映というときは、全国放送のニュースの特集で取り上げられるなど、主に地域住民以外による視聴に向けて実施されたものをさします。

6) 問13.は、障害者の虐待防止対策についての質問です。それぞれ当てはまる情報をご記入ください。

対策の名称	対策の具体的な内容	とくに特徴的と思われる点(あれば)
マニュアルの策定	市施設職員が共有すべき情報として対応マニュアルを作成した	・マニュアルを印刷して各職員に配布した

7) 「共生社会」に向けた障害者施策について、施策や事業が成功する要因は何であると思われるか、ご意見がございましたらご記入下さい。

この欄にご記入いただいたご意見については、ご回答下さった自治体の見解として紹介すること、ご回答下さった自治体を特定できる形で扱うことはございません。

4. ご質問について (Q&A)

アンケート調査についてご不明な点がございましたら、下記をご参考になさって下さい。

調査票A・B共通

Q1. 「共生社会」とは何か？

A1. 「共生社会」とは、

国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる社会
(内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/souki/index.html> より引用し一部改変)

「共生社会」の実現を旨とした取り組みとは、従来の障害者施策にとどまらず、少子化対策、高齢社会対策、犯罪被害者等対策、自殺対策など、さまざまな領域にわたり現代のわが国に存在する喫緊の課題を広く含む概念をさします。

Q2. 「厚生労働科学研究費補助金事業」とはどのような事業か？

A2. 適切妥当な科学的根拠に立脚した行政施策を行うことを目的として、厚生労働省が、所管の国立試験研究機関等において実施する研究事業です。詳細は、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuu/jigyou/index.html> をご覧下さい。

本研究事業では、研究の実施については研究代表者が責任を持って実施することとされており、今回の調査に関するお問い合わせ、ご意見等は、研究事務局へお寄せいただきますようお願い申し上げます。

Q3. この調査の目的は何か？ 調査によってわかることは何か？

A3. 「共生社会」を実現するためには、制度の創設や関連施設等の整備にとどまらず、官民を問わず地域づくりのさまざまな取り組みが必要になると考えられます。このとき、実施する取り組みが地域の特性を踏まえたものであることは、取り組みの成果に関連すると考えられます。そこで、今回の調査では、「共生社会」の実現をめざした取り組みのうち、とくに障害者施策の観点から、各自治体の取り組みを収集することを目的としております。お寄せいただいたご回答をもとに、地域の特性を活かした地域づくりのあり方について研究を致します。まず、調査票Aによって、予算額という指標から、分野別に見たときの取り組みの状況を把握し、人口などの地域をあらわすほかの指標との関連を見ることで地域特性との関連があるか研究し、とくに重点的に取り組むべき課題を明らかにします。また、調査票Bによって、各地で行われている創意工夫について実践例を収集し、「共生社会」をめざした地域づくりにおいて地域特性を踏まえた取り組みのあり方を明らかにします。

Q4. 具体的にどの事業について回答をしたらよいか？ 事業が回答するべきものとして当てはまるものであるか、どのような基準で判断をしたらよいか？

A4. 回答をご記入いただくにあたり、特定の事業が具体的に調査票Aのどの事業に相当するか、

また、特定の事業について、**調査票B**の事業として記載すべきか、ご判断はお任せいたします。障害者施策の観点から見たときに関連すると思われる事業として、**調査票A**の項目は内閣府の資料（平成 22 年度）を参考に作成したものです。

Q 5. 現在実施している ○○事業は、調査票A**に記載された ○○施策・事業として分類してもよいのか？ **調査票B**で、独自の事業として回答してもよいのか？**

A 5. **調査票Aの分野や施策・事業名といった区分や個々の内容は、内閣府のホームページを参考に作成したものです。各調査票の質問が求める内容に該当するかのご判断はお任せ致します。**

Q 6. **調査票A（**調査票B**）について、担当課に転送してそちらから回答してもよいのか？**

A 6. お手数をおかけいたします。宜しくお取り計らいますようお願い申し上げます。

Q 7. **調査票A（**調査票B**）について、回答は一括して（同じ封筒に同封して）返送してもよいのか？**

A 7. お手数をおかけいたします。宜しくお取り計らいますようお願い申し上げます。

Q 8. 区にそれぞれ届いているが、予算（調査票A**）または事業（**調査票B**）は、市として実施しているものであり共通であることから、回答は市として代表して一件のみ返送することでよいのか？**

A 8. 貴市についての勉強不足によりご面倒をおかけいたします。宜しくお取り計らいますようお願い申し上げます。その他の回答用紙等は破棄してください。

Q 9. 予算の額はどこまで細かく書けばよいのか？ 端数まで書かなければいけないのか？

A 9. 予算の額のご記入の方法、単位等につきましては、各資料の記載方法（例：○○百万円）を参考にいただければ幸いです。

Q 10. 回答が可能かどうか、また、記入した内容が適切か、決裁を仰ぐ必要があることから、回答を記入しても回答の期限に間に合わないかもしれないのだが？

A 10. 〆切までの期間が短く、ご迷惑をおかけいたします。同封の返信用封筒には差し出し有効期間が設定されております。この期限の後にご返送いただく場合はお手数ですがご一報ください。なお、ファクシミリまたは電子メールへの添付などのご返送も可能です。

Q 11. 時節柄、業務が多く、調査に協力することができないのだが？

A 11. ご多忙のところご迷惑をおかけし誠に申し訳ございません。ご回答の可否についてのご判断はお任せいたします。この調査へのご協力ご回答は任意です。ご協力の有無によって不利益となることは一切ございません。

Q 12. 回答を求められている事項については、回答することができないのだが？ 回答が必要であれば別途手続きが必要である。

A 1 2. 情報の公開に関する規程など、さまざまな基準があると存じます。ご回答の可否についてのご判断はお任せいたします。この調査へのご協力ご回答は任意です。

Q 1 3. 調査の結果はどのようにして発表するのか？

A 1 3. 研究報告書を作成しての発表、学術集会（学会）等における発表、データベースによる発表の3つの方法により結果の発表を行います。詳細は、本状 2. 1. をご覧ください。

調査票Aによってお寄せいただいたご回答は、数量的なデータとして統計的に分析し、平均値など集団としての傾向を把握するための数値を得ること、人口など地域のデータとの関連の程度を見ることなどに用います。

調査票Bによってお寄せいただいたご回答は、「共生社会」をめざした地域の取り組みの例として、施策・事業等の名称や内容などを紹介することなどに用います。

研究報告書においては、結果のまとめかたおよび文章における記述の方法はつぎの例のように致します。

	実施する記述の例	実施しない記述の例
調査票A による調査結果について研究報告書の文章にて記述する場合	<ul style="list-style-type: none"> 人口規模〇万人～〇万人の地域では、啓発活動の実施のために平成 22 年度予算（案）に計上した予算額の平均は〇百万円であった。 啓発活動の実施のための予算額は、〇〇地方（都道府県・市町村を単独では扱わない）、〇〇地方、〇〇地方の順であった。 雇用に関する事業の予算額の大きさは〇〇事業の予算額の大きさと相関があった。 雇用に関する事業の予算額の大きさを地域の雇用に関する統計を踏まえて分析すると、雇用に関する事業の予算額の大きさに関連する要因は、〇〇と〇〇であった。 〇〇に関する事業の予算額の大きさを地域住民における〇〇に対するニーズの大きさとみなすと、ニーズの大きさに関連する要因は地域の〇〇率であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇県〇市における啓発活動に関して計上した事業の平成 22 年度予算（案）の額は、〇百万円であり、人口規模が同程度の△県△市の△百万円より低かった。 雇用に関する事業の予算額の全国平均は〇百万円であったが、平均を下回っていたのは〇県〇市であった。 〇〇に関する予算の額が大きい自治体の順位は、〇市、△市、□町の順であった。 〇〇に関する事業の予算額に対する△△に関する事業の予算額の比率がもっとも低く、△△についての取り組みが不足していると考えられるのは〇市であった。 〇〇に関する事業の予算額の少なさを行政による取り組みの不足した状態を表すものとする、〇市や△町のように〇〇率の低下した地域では、さらなる取り組みが必要であると言える。
調査票B による調査結果について研究報告書の文章にて記述する場合	<ul style="list-style-type: none"> 〇市の〇〇事業は、同市の回答によると、〇〇という同地域の特性を活用したものであることが成功の要因と考えられていた。 〇市や△町のように、〇〇に着目した〇〇事業化の試みは、注目し値するものと言える。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇市の〇〇事業は、人口規模が同程度の△市の△△事業と比較して、〇〇の点において配慮が不足しており、見直しの必要があると言える。 〇町の〇〇事業は、予算額として〇百万円を計上しているが、利用者数を考慮すると費用対効果の面で疑問がある。

Q 1 4. 市町村合併を実施したところである。住所の変更があった。送信用封筒の住所の記載に誤りがあるのだが？

A 1 4. 申し訳ございません。お届け先は、平成 22 年 7 月 28 日現在のデータを使用いたしました。お手数ですが、ご回答ご返送時などにご一報いただければ幸いです。

Q 1 5. 回答は回答用紙への手書きで実施しなければならないか？ 回答用紙をファイルでほしいのだが？

A 1 5. 回答のご記入にご活用いただけるよう、ファイルの用意も致しておりますので、ご遠慮なくお申し付けください。本調査のホームページからもダウンロードできます。もちろん、ご回答のご送付に当たりファクシミリまたは電子メールへの添付などでのご返送も可能です。

Q 1 6. 他の都道府県／区市町村はどの程度調査に協力しているのか？ 他の都道府県／区市町村の状況に合わせたい。これまでに回答はどれくらいの数が返送されているのか？

A 1 6. 申し訳ございません。ご回答のご返送をいただいてから当方にて確認するまでに時間差がございますので、ご回答の状況について正確な数字をお答えすることができません。

Q 1 7. どの程度回答するべきか検討したいので他の都道府県／区市町村の記入した回答を参考にしたいのだが？

A 1 7. 申し訳ございません。ご回答の開示の可否については個々の都道府県／区市町村のご判断を確認しながら作業を進めますので、お問い合わせにお答えすることができません。何卒ご了承ください。

Q 1 8. 調査票 A・調査票 B のうち、最後に意見を求める質問があるが、これは誰の意見を求めているものか？ 自治体としての意見、もしくは担当課としての意見であれば回答はできない。担当者個人の意見を求めているのであれば、それを述べることは適切ではないと思う。

A 1 8. ご迷惑をおかけして申し訳ございません。これは、「共生社会」をめざす障害者施策に携わる方から、忌憚のないご意見をお寄せいただくことを期待したものです。ご回答をご記入された方を特定することは致しませんし、結果の発表においても同様に致します。「〇〇を課題として考えている回答が〇件（記入のあった回答数の〇％）あった」というように全体のご意見の傾向として扱いますが、ご回答の内容を引用する場合は、ご回答者個人や地域を特定し得る情報を削除改変して引用いたします。

なお、本調査へのご回答は任意であり、個々の設問へのご回答もまた任意ですので、ご回答をご記入いただくことが難しい場合は空欄のままご返送ください。

調査票 A について

Q 1 9. 事業について、そもそも調査票 A のような区分は設けていないため、実施している事業を分類することが難しいのだが？

A 1 9. お忙しいところご面倒をおかけいたしております。調査票 A の分野や施策・事業名とい

った区分や個々の内容は、内閣府のホームページを参考に作成したものです。独自の事業のため事業として該当するものが票にないもの、複数の領域にまたがる事業のため特定の事業として回答することが適当ではないものもあると存じます。回答用紙の各欄への当てはめにつきましては、ご判断をお任せいたします。現行の予算額の費目の立て方と一致しない場合は、調査票の区分に沿って予算額を求めようとすると、新たに作業が必要になるかもしれません。この調査はご回答の内容の正否を確認することを目的としたものではありません。また、各分野の下位項目として設定した施策・事業名の分類についても、すべての欄にご回答を頂くことを求めるものではございません。

Q 2 0. 調査票 A に記載された施策や事業の具体例をみると、所管が異なり該当しないように思うのだが？

A 2 0. 調査票 A の分野や施策・事業名といった区分や個々の内容は、内閣府のホームページを参考に作成したものです。独自の事業のため事業として該当するものが票にないもの、複数の領域にまたがる事業のため特定の事業として回答することが適当ではないものもあると存じます。回答用紙の各欄への当てはめにつきましては、ご判断をお任せいたします。この調査はご回答の内容の正否を確認することを目的としたものではありません。

Q 2 1. 調査票 A のうち、平成 23 年度予算（案）の額については、補正予算（案）の数値を回答すればよいのか？

A 2 1. お見込みの通りです。ご回答の時点で最新の数値、すなわち、9 月の補正予算案について、予算案額のご回答が可能でしたらご記入いただけますようお願い申し上げます。

調査票 B について

Q 2 2. 調査票 B について、独自の事業として実施しているものとして、質問に該当するものはとくにないのだが？

A 2 2. 例をいくつか挙げておりますが、現在実施されている事業について、各調査票の質問が求める内容に該当するかのご判断はお任せ致します。該当するものがないということでしたら、お手数ですがその旨ご回答ください。ご協力は任意ですので、ご回答いただくことのご判断につきましても、お任せ致します。

Q 2 3. 調査票 B について、回答用紙をコピーしてページを付け足しても良いか？

A 2 3. お手数をおかけいたします。コピーをしたものにご記入いただいても構いません。回答のご記入にご活用いただけるよう、ファイルの用意も致しておりますので、ご遠慮なくお申し付けください。もちろん、ご回答のご送付に当たりファクシミリまたは電子メールへの添付、本調査ホームページへのアップロードなどでのご返送も可能です。

本件に関するお問い合わせ
 (独)国立精神・神経医療研究センター
 (担当：堀口)

質問紙（施策・事業の具体的な例）

お願い：以下の具体例を参考に、「共生社会」をめざす障害者施策関連の予算として分類し得る、各分野の予算額（平成 22 年度予算額および平成 23 年度予算(案)額について、分野別の合計額（① 22 から②23 の 16 箇所の欄）と、各項目（7～、または a～の欄）に当てはまる数値をお答え下さい。

回答用紙は別に添付しております。

（単位：円）

分野別	施策・事業名	内容の具体的な例 (国の事業名等をもとに作成したもの)	平成 22 年度 予算額	平成 23 年度 予算(案)額
障害者施策関係予算 総計（①～⑨の合計額）			計 22	計 23
①			①22	①23
啓発・広報	1 障害者に関する啓発・広報活動の推進等 (1) 障害者施策調査研究等経費 (2) 障害者施策連携推進経費 (3) 障害者施策理解促進経費 (4) 障害者施策推進会議経費	障害者に関する施策について、必要な調査研究の実施、障害者白書の作成、本部の運営等に必要経費等 「障害者の生活分野別差別防止事案集」の作成及びその自治体への周知を図るための経費等 障害者基本法に基づく障害者週間事業など障害者施策に関する普及啓発のために必要な経費 障害者の施策を推進する会議の運営に必要な経費	7	イ
	2 バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策の推進	バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策推進経費 ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進・普及方策に関する調査研究 地域住民誰もが、支援を必要とする方々を自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」を推進するため、対応の参考となる「心のバリアフリーガイド」を作成する。ガイドは、関係行政機関だけでなく、企業や業界団体等にも幅広くコンテンツを提供し、「心のバリアフリー」に対する地域住民の認識と理解を深める ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰	ウ	エ
	3 高齢者・障害者に対する差別解消のための啓発活動	1 特設人権相談所開設に伴う経費 2 社会福祉施設内の啓発資料作成経費 3 訪問介護員との人権相談活動連携経費	オ	カ
			②22	②23
② 生活支援	1 市民活動促進に必要な経費	特定非営利活動促進法の施行体制の整備など、市民活動促進のための環境整備を図る	7 任意です	イ
	2 経済的自立の支援 (1) 恩給支給に必要な経費 (2) 公的年金		ウ	エ
	3 成年後見登録事務処理	成年後見の登録・公証のための登記制度	オ	カ
	4 満期出所者等に対する社会復帰支援	社会復帰後、自立した生活を営むことが困難な知的障害等を有する受刑者及び知的障害を有する少年院出院者の社会復帰に際しての再犯防止対策	キ	ク
	5 良質な障害福祉サービスの確保	介護給付・訓練等給付費	ケ	コ

（下位項目への「回答」記入は任意です）

（下位項目への「回答」記入は任意です）

③ 生活環境	6 地域生活支援事業の着実な実施	地域生活支援事業費	サ	シ	
	7 その他の障害保健福祉関係経	1 手当等の給付 2 障害児施設措置費 3 障害児施設給付費	ス	セ	
	8 精神障害者の地域移行・地域生活支援の推進	精神保健対策費補助金	ソ	タ	
	9 発達障害者の地域支援体制の確立及び発達障害者への支援手法の開発等	1 発達障害者支援体制整備事業 2 発達障害者支援開発事業	チ	ツ	
	10 福祉機器技術の研究開発	高齢者や心身障害者の生活の質（QOL）の向上や介護者の負担軽減を目的として、高齢者、障害者の生活支援、社会参加支援に資する福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対する研究開発費用の補助などを行う	テ	ト	
				③22	③23
	1 障害者に配慮した警察活動の推進	1 警察署等の新築時に際し、障害者の利用に配慮した身体障害者用便所を整備 2 手話ができる職員を育成するための講習会を実施 3 視覚障害者等の道路横断の安全を確保する交通安全施設等を整備 (1) バリアフリー対応型信号機 (2) LED（発光ダイオード）式信号機 (3) 高輝度道路標識 (4) 歩車分離式信号 等 4 実車による実験等を実施し、聴覚障害者の安全運転のための措置について検討する	ア	イ	
	2 防災対策の推進 (1) 火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策 (2) ユニバーサルデザインの観点から消火設備の普及	障害者施設を含めた小規模施設の実態を踏まえ、消防用設備等や防火管理による安全確保方策について検討を行う 高齢者の進展、障害者等の社会参加を踏まえ、ユニバーサルデザイン等の観点を取り入れた消防用設備等・機器開発・普及を促進	ウ	エ	
	3 高齢者・障害者に配慮した法務局庁舎の施設整備	登記特別会計の法務局庁舎のバリアフリー化の推進	オ	カ	
	4 高齢者・障害者に配慮した農林水産業関連施設等の整備	1. 高齢者・障害者に配慮した生活環境の整備を図るため、広幅員の歩道整備、福祉施設の用地整備、生きがい農園の整備、農業施設のバリアフリー化等の整備を総合的に実施 2. 森林環境教育、森林体験活動の場となる実習林、体験施設の整備などを推進する中で、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての利用者に配慮した森林・施設の整備と利用を推進 3. 浮体式係船岸、防風防暑施設等による就労環境の改善や広幅員の歩道等生活環境の改善により高齢者・障害者等が安心して快適に暮らせる漁港・漁村の環境整備を実施	キ	ク	
5 中小商業活力向上事業	繋ぎ目や段差がなく通行しやすいカラー舗装の整備等、高齢者・障害者に配慮した商店街整備等に対し補助を行う	ケ	コ		
6 旅客施設等のバリアフリー化の推進 (1) 鉄道駅におけるバリアフリー化 (2) 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化 (3) 空港のバリアフリー化の推進	コミュニティバス、公共交通事業に関するものを含む 鉄道事業者等が行う鉄道駅等におけるバリアフリー化設備整備に対し補助する 旅客船ターミナル等における係留施設、港湾緑地等のバリアフリー化の推進に対し補助する 旅客ターミナルから駐車場等に至る公共空間についての経路のバリアフリー化を推進する	サ	シ		
7 車両等のバリアフリー化の推進	コミュニティバス、公共交通事業に関するものを含む	ス	セ		

（下位項目への「回答」記入は任意です）

<p>(1) LRTシステムの整備 (2) 公共交通移動円滑化事業等 ・ノンステップバス等の導入の促進等 ・福祉タクシー普及促進事等 (3) 地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発 (4) 離島航路の維持・構造改革を活用したバリアフリー化の推進</p>	<p>低床式車両その他 LRT (Light Rail Transit) システムの構築に不可欠な施設の整備に対し補助を行う 移動制約者の移動の円滑化のため、標準仕様ノンステップバスの導入等の整備に対し補助を行う 要介護者・身体障害者等移動制約者の移動手段確保のため、地域の関係者が協力して行う福祉タクシーの導入等の取組みに対して支援を行う 高齢者、障害者等交通弱者の円滑な移動手段としてバス・タクシーの重要性が高まっているため、自動車メーカー、交通事業者等と連携し、高齢者、障害者等に優しく地域のニーズに応じたバス・タクシーのバリアフリー車両の開発を行う 離島航路構造改革支援制度を活用し、船舶の代替建造を図り、旅客船のバリアフリー化を推進する</p>		
<p>8 ソフト面等におけるバリアフリー化の推進 (1) バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 (2) バリアフリーボランティア事業の推進</p>	<p>バリアフリー新法の普及促進を図るために、新たな制度に基づく基本構想の作成の促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制の確立、「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充等を図る 公共交通活性化総合プログラムを活用し、バリアフリーボランティアの取り組みを推進する</p>	<p>リ</p>	<p>タ</p>
<p>9 障害者にやさしいまちづくりの推進 (1) 幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化 (2) 公園のバリアフリー化の推進 (3) 官庁施設のバリアフリー化の推進 (4) バリアフリー環境整備促進事業 (5) 公共空間のバリアフリー化 (6) モビリティサポートの推進 (7) 市街地整備における福祉施設の立地の促進 (8) 無電柱化の推進</p>	<p>バリアフリー新法に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、高齢者、障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や既設歩道の段差解消等を推進する 特に、これらの道路のうち、多数の高齢者、障害者等が徒歩で移動する道路の区間として指定した特定道路について、重点的なバリアフリー化を推進する 地域の公園において、高齢者や障害者を含むすべての人々が、快適に利用できるよう、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能なトイレの設置などの公園施設のバリアフリー化を支援する バリアフリー新法に基づいて、新営する自治体のすべての官庁施設を、移動等円滑化誘導基準に照らし、「すべての施設利用者が、できる限り、円滑かつ快適に利用できる」施設として整備するバリアフリー新法に基づいて、自治体の合同庁舎について、窓口までの経路、高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペース等の整備を実施する 障害者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設整備、障害者等の利用に配慮した建築物の建設促進を図るため、バリアフリー環境整備促進事業を行う エレベーター、エスカレーター、スロープ等の歩行支援施設や、バリアフリー対応の公衆トイレ、音声案内施設等の障害者誘導施設等の整備を含む障害者にやさしいまちづくりの支援を行う 段差の有無、幅員やスロープなどのバリア情報を含んだ歩行空間ネットワークデータの整備を図るとともに、ユビキタス技術等を活用した移動制約者に対するモビリティサポートサービスの普及・展開を図る</p>	<p>チ</p>	<p>ツ</p>

		<p>1. 住宅と社会福祉施設等を合築・併設する市街地再開発事業等を推進する 2. 市街地再開発事業等において高齢者・障害者が安全かつ円滑に日常生活を営むことのできる福祉空間の形成等を通じた都市住民の生活の質向上を促進する 3. 土地区画整理事業において、市街地における福祉施設の計画的立地の誘導と面的なバリアフリー化を併せて推進する 安全・安心な歩行空間を確保するため無電柱化を推進する</p>		
<p>10 障害者にやさしい住まいづくりの推進</p>		<p>住宅対策事業費等で、次の対策を講じる 1. 新設のすべての公共賃貸住宅における高齢者の身体機能の低下に配慮した加齢対応構造の標準化 2. 心身障害者世帯向公営住宅の供給 3. 高齢者、障害者等の生活特性に配慮した、バリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスとの提供を併せて行うシルバーハウジングプロジェクトを実施 4. 段差の解消、エレベーターの設置等、公営住宅ストック総合改善事業による障害者に応じた適切なリフォームの実施 5. 公的賃貸住宅等への障害者福祉施設の整備及び障害者の居住の安定確保を図る先導的な取組を支援 6. 高齢者居住支援センターにおいて、高齢者世帯や障害者世帯等を対象者として、家賃債務保証を実施 7. 優良建築物等整備事業により、老朽マンション等建築ストックのバリアフリー化等の改修を実施</p>	<p>テ</p>	<p>ト</p>
<p>11 障害者等に配慮した海岸・河川等の整備の推進</p>		<p>1. 障害者の利用に配慮した海岸づくりを行う 2. 河川事業費等の枠内で、障害者等が「癒しの場」である川や川の周りに広がる水と緑の自然空間に安心して訪れることができるよう、水辺にアプローチしやすい堤防護岸の緩傾斜化等を実施する 3. 河川事業費、砂防事業費及び急傾斜地崩壊対策等事業費の枠内で身体障害者更生援護施設等の災害時要援護者に関連した施設を保全対象に含む危険箇所に係る対策を強力に行うため、次の措置を講じる (1) 砂防・地すべり・急傾斜地崩壊対策事業の推進 (2) 激甚災害対策特別緊急事業（河川・砂防・地すべり対策）の推進 4. 障害者等にとって特に大きな経済的、身体的負担となる浸水被害を解消するため、床上浸水対策特別緊急事業を実施する 5. 障害者等の災害時要援護者にも迅速かつ適切な情報提供を行い、避難活動を支援するため、情報基盤の整備を推進する</p>	<p>ナ</p>	<p>ニ</p>
<p>12 人にやさしい自然公園等施設整備の推進</p>		<p>公立公園等の整備に当たって、主要な利用施設であるデジタルセンター、園路、公衆トイレ等のバリアフリー化を着実に実施するなど、様々な利用者を想定した、人にやさしい施設の整備を推進する</p>	<p>ヌ</p>	<p>ネ</p>

④ 教育・育成		④22	④23
1 特別支援教育の充実等	1 特別支援教育総合推進事業 2 民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業 3 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 4 特別支援学校における医療的ケア体制整備事業 5 教科用特定図書等普及推進事業 6 その他 7 発達障害早期総合支援モデル事業	ア	イ
2 特別支援教育就学奨励費負担等	特別支援教育就学奨励費	ウ	エ
3 特別支援教育設備整備費等補助	私立特別支援学校等の設備整備費補助	オ	カ
4 義務教育費国庫負担金	教職員の給与費の負担（公立特別支援学校の小・中学部分）	キ	ク
5 公立学校施設整備	公立学校の施設整備（新增改築、改造）に対する負担等	ケ	コ
6 私立高等学校等経常費助成費等補助	私立特別支援学校等の運営費補助	サ	シ
⑤ 雇用・就業		⑤22	⑤23
1 公務部門における雇用・就労の促進及び支援 (1) 障害者の雇用の促進に係る啓発事業 (2) 「チャレンジ雇用」の推進・拡大及び検証 (3) 「チャレンジ雇用」の実施	公務部門における障害者雇用推進チーム等の場を通じて、障害者の雇用促進の重要性、人事管理上の留意点について周知を図る 「チャレンジ雇用」を推進・拡大することにより障害者の雇用機会を創出するとともに、実際の雇用例の検証を通じて自治体の機関における障害者の雇用促進のための方策を検討する 障害者を非常勤職員として雇用し、その経験を踏まえて一般企業等への就職を実現する「チャレンジ雇用」の実施に取り組む ※チャレンジ雇用に係る経費として予算化されたものの合計額。これ以外にも、通常の非常勤職員の人件費等で対応している場合はその額を付記する	ア	イ
2 司法試験における目の見えない人の受験に必要な措置	点字問題及び点字法文の作成等	ウ	エ
3 工賃倍増5か年計画支援事業の推進	福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、障害者の工賃を平成19年から平成23年度までに倍増させることを目標とする「工賃倍増5か年計画」を推進する	オ	カ
4 障害者に対する就労支援の推進 (1) 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化 (2) 障害の特性に応じた支援策の充実・強化	1. ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進 2. 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施（障害者就業・生活支援センター） 3. 障害者試行雇用奨励金 4. 地域における就労支援に係る助言、援助等の実施（高障機構交付金） 1 精神障害者ステップアップ雇用奨励金 2 精神障害者の常用雇用への移行に向けた支援の充実・強化 3 精神障害者の雇用促進のためのモデル事業の実施 4 精神障害者雇用安定奨励金（仮称）の創設 5 医療機関等との連携による精神障害者の就	キ	ク

(3) 障害者に対する職業能力開発支援の推進	労支援の推進 6 うつ病者等精神障害者の職場復帰のための総合支援事業の実施 7 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進 8 発達障害者の就労支援者育成事業の推進 9 発達障害者の雇用促進のためのモデル事業 10 難病のある人の雇用促進のためのモデル事業 1. 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進 2. 地域における職業能力開発推進基盤の強化 3. 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進 4. 発達障害者に対する職業訓練の推進		
	(4) その他の事業		
5 発達障害者の就労支援の推進	ハローワークにおける支援体制の整備や事業所における職場実習を実施するほか、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理を行った事業主に対する助成を実施するとともに、発達障害者に対する職業訓練を推進する	ケ	コ
6 農業法人等による円滑な障害者雇用の促進	1. 農業者に障害者就労の先進事例や就労マニュアル等の普及啓発を行うとともに、障害者支援のための組織づくりや研究会の開催等の取組を支援 2. 農業法人等が就農希望者（障害者含む）を雇用して行う実践研修（OJT研修）を支援	サ	シ
⑥ 保健・医療		⑥22	⑥23
1 刑務所等に収容されている身体障害者等の機能回復訓練に必要な機器整備	医療刑務所等に、機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を整備	ア	イ
2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下「心神喪失者等医療観察法」という）の規定による精神保健観察等の実施	精神保健観察等実施経費	ウ	エ
3 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供	障害者医療費負担金	オ	カ
4 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の充実・強化	心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費	キ	ク
5 精神科救急医療体制の充実・強化	精神保健対策費補助金	ケ	コ
6 精神障害に対する地域住民の正しい理解の促進	障害者保健福祉制度普及関係経費	サ	シ
7 自殺総合対策の推進	自殺総合対策大綱に基づく自殺対策の推進	ス	セ
⑦ 情報・コミュニケーション		⑦22	⑦23
1 障害者等への消費者情報提供の促進	高齢者及び障害者を対象として、悪徳商法の新たな手口や対処法について、メールマガジンの配信等により、リアルタイムに情報提供を行なう	ア	イ
2 情報バリアフリー化の推進 (1) 字幕番組・解説番組等の制作促進 (2) 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開	字幕番組、解説番組及び手話番組等の制作費に対する助成を通じて、視聴覚障害者向け放送の充実を図ることにより、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する 高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発のための通信・放送技術の研	ウ	エ

	発助成 (3) 障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進 (4) 障害者・高齢者の利便性に配慮した情報通信に係る取組の拡充・促進に関する調査研究	究開発を行う者に対し、助成を行う 身体障害者向けの通信・放送役務の提供又は開発等を行う者に対し、助成等を行う 障害者・高齢者の利便性に配慮した情報通信に係る取組の拡充・促進のため、公共分野におけるウェブの利便性の確保・向上や、電気通信の利便性に関する規格に基づく取組拡充に関する調査研究を行う	(下位項目への「回答」記入は任意です)		
	3 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及 (1) 高齢者・障害者のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発 (2) 電子投票の実施の促進	少子高齢化社会における様々な社会的課題等の解決に資するため、ユビキタスネットワーク技術との一層の融合を図りつつ、B2Bサービス（商業施設などにおける案内や情報提供等）からB2Cサービス（家庭内における見守りや生活支援等）まで、特に高齢者や障害者を対象としたロボットサービスに必要な機能を実現し、その幅広い普及促進を目指す 自書が困難な選挙人であっても容易に投票できる電子投票を促進するため、電子投票機の技術的条件の適合確認、調査検討会の開催を実施する		オ	カ
	4 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援（うち、「経済的弱者に対するチューナーの購入等の支援」及び「高齢者・障害者等を中心にきめ細かな説明会・戸別訪問の実施」分）	地上デジタル放送への完全移行に当たって、経済的に困窮度の高い世帯に対して受信機器購入等を支援するとともに、高齢者・障害者等に対する受信説明会・戸別訪問の実施を推進する		キ	ク
	5 日本司法支援センター（法テラス）における障害者に対する情報提供の配慮措置	高齢者・障害者用パンフレットの作成		ケ	コ
	6 視覚障害者に対する情報の提供	従来の犯罪被害者用パンフレットに点字を併記した視覚障害者用点字パンフレットの作成、同パンフレットの内容を音声で録音したCDの作成		サ	ソ
⑧ 国際協力	国外の障害者団体等への支援、国外からわが国へ来訪した専門職の視察や研修等の受け入れなどの支援、国外からわが国に来訪した障害のある者の職業訓練指導等の支援			⑧22	⑧23
⑨ その他			⑨22	⑨23	

「共生社会」をめざす障害者施策のあり方について、どのような分野や事業に重点を置いておくべきとお考えですか？ ご意見をお聞かせいただければ幸いです。

（回答用紙の欄にご記入下さい）

調査票 A

資料 4

回答用紙（施策・事業の予算額）

都・道 府・県		区・市 町・村		都道府県コード 市町村コード (任意です)	
地域人口	身体障害者数* (任意)	知的障害者数 (任意)	精神障害者数 (任意)		

*各障害者数は手帳ベース、調査時の最新のもの（平成__年__月）

- 情報の開示について
- すべての情報の開示を可とする（自治体名を記載して数値を発表してよい）
- 開示を否とする
- すべての情報の開示を否とする
 - 完全な匿名にしてすべての情報の開示を可とする
 - 完全な匿名にして一部の情報の開示を否とする
 - 匿名にはしないが一部の情報の開示を否とする
- (否とする情報には表の当該する情報に赤で×印を付けて下さい)

以下の表について、単位と、各々の予算額をご記入下さい。

(単位：百万円)

分野別	予算額					
	22	23				
総計	22	23				
① 啓発・広 報	22	23	ア	イ	ウ	エ
	オ	カ				
② 生活支 援	22	23	ア	イ	ウ	エ
	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
	サ	シ	ス	セ	ソ	タ
	チ	ツ	テ	ト		
③ 生活環 境	22	23	ア	イ	ウ	エ
	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
	サ	シ	ス	セ	ソ	タ
	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ
	ヌ	ネ				
④ 教育・育 成	22	23	ア	イ	ウ	エ
	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
⑤ 雇用・就 業	22	23	ア	イ	ウ	エ
	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
	サ	シ				

(裏面もごさいます)

⑥ 保健・医 療	22	23	ア	イ	ウ	エ
	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
	サ	シ	ス	セ		
⑦ 情報・コ ミュニケー ション	22	23	ア	イ	ウ	エ
	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
	サ	シ				
⑧ 国際協 力	22	23				
⑨ その他	22	23	施策・事業 等の名称			

「共生社会」をめざす障害者施策のあり方について、どのような分野や事業に重点を置いておくべきとお考えですか？ ご意見をお聞かせいただければ幸いです。

お忙しい中ありがとうございました。皆様方の貴重なご意見を大いに活用させていただきます。

調査票 B

回答用紙（独自の施策・事業についての情報）

都・道 府・県		区・市 町・村		都道府県コード 市町村コード (任意です)
地域人口	身体障害者数* (任意)	知的障害者数 (任意)	精神障害者数 (任意)	

*各障害者数は手帳ベース

情報の開示について すべての情報の開示を可とする（自治体名を記載して情報を発表してよい） 開示を否とする

- すべての情報の開示を否とする
- 完全な匿名にしてすべての情報の開示を可とする
- 完全な匿名にして一部の情報の開示を否とする
- 匿名にはしないが一部の情報の開示を否とする

(否とする情報には表の当該する情報に赤で×印を付けて下さい)

問 1. 「共生社会」をめざした各種施策のうち、現在実施中の障害者施策に関するもので、地域の独自の取り組みとして考えられるものについてお答え下さい。

施策名 (通称等あれば)			
施策の目標			
構成事業名	1	(通称あれば)	
	2	(通称あれば)	
	3	(通称あれば)	

問 2. 上の中でもっとも独自性の強いものを1つ選び、番号(1~4)に○を付けて下さい。

問 3. その事業について以下の設問にお答えください。

事業の開始 年度	年度 (事業終了予定年度 年度)
事業の目標	
事業化に至る経緯 (関与した人物などできるだけ詳しく)	事業化に至った要因は何であると考察しましたか？

これまでの 取り組み	
---------------	--

事業の成果 指標名	①	②
選択理由	①	②
算定の方法	①	②

問 4. その事業の指標と事業費の推移をお教え下さい。

指標・事業費の推移								
区分	単位	年度		年度		年度		23年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	目標値
成果指標①								
達成率	%							
成果指標②								
達成率	%							
事業費 (合計)	円							
内訳	国庫からの支出金	円						
	その他	円						
	一般財源	円						

問 5. 事業の評価をお教え下さい。

事業の評価 ※○をつけて下さい		説明
関与の 必要性	a) 高 b) 中 c) 低	
目標の 達成状 況	a) 順調 b) 普通 c) 順調ではない	
成果の 向上の 余地	a) 大幅な向上が可能 b) ある程度の向上が可能 c) ほとんどない	

今後の方向性について(事業の計画等)	
--------------------	--

問6. その事業について、地域住民に向けた周知のための活動をどのようにして行っていますか？

当てはまるものすべてを選んで○をつけてください。□

- a) ホームページ b) 広報誌 c) チラシの印刷 d) テレビ e) 新聞
 f) ラジオ
 g) イベントの開催 h) その他 ()

問7. その事業について、地域住民の評価を受けたことがありますか？

はい →

a) パブリックコメントの実施 b) アンケート調査の実施 c) 専用相談窓口等の設置 d) その他 ()	→	問8. へお進みください
--	---	--------------

※当てはまるものすべてに○をつけてください(複数回答)

いいえ →

e) 実施する予定になっている f) 計画中である g) 現時点で実施する予定はない h) その他 ()	→	問10. へお進み下さい
---	---	--------------

問8. 上の問7. で「はい」とお答えになったところにお尋ねいたします。その結果として得られた地域住民の評価はいかがですか？

a) 良い評価を得られた b) 普通 c) 良い評価を得られなかった	→	問9. へお進み下さい
--	---	-------------

問9. その事業が地域住民から問8. のような評価を受けたのは何が要因だったと思いますか？

--

問10. その事業について、これまでにメディアで紹介されたことがありますか？

a) はい

時期	媒体名 (TV 番組名, 雑誌名)	放映日, 刊号等
年 月		
年 月		

b) いいえ

問11. これまでお答えいただいた事業以外に、障害福祉施策に係る事業について、メディアで紹介されたことはありますか？

- a) はい
b) いいえ

問12. 上の問10. で「はい」とお答えになったところにお尋ねいたします。取り上げられた後で、地域住民以外から反響(問い合わせ等)はありましたか？

- a) はい
b) いいえ

問13. ご存知の通り、このほど平成23年6月に障害者虐待防止法が成立し、施行に向けて準備が進められております。障害者の虐待防止対策について、これまでのご回答に加えて新たに実施されているものがございましたら、その情報をお教えてください。

対策の名称	対策の具体的な内容	とくに特徴的と思われる点(ございましたら)

問14. 共生社会に向けた障害者施策について、施策や事業が成功する要因は何だとお考えですか？ ご自由にお答え下さい。

お忙しいところどうもありがとうございました。

平成 23 年 11 月吉日

公共交通事業各事業者
ご担当様独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 社会精神保健研究部
家族・地域研究室 堀口 寿広

障害がある方の「交通バリアフリー」に関する情報の更新について

(ご協力をお願い)

謹啓

晩秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて

標記の件に関しまして、以前小職よりアンケート（平成 16 年 12 月発送）にてお尋ねをいたしましたところ、貴社におかれましてはご多忙にもかかわらず貴重なご回答を賜りました。その節はたいへんお世話になりました。

貴社よりお寄せいただきましたご回答は「知的・発達しょうがい交通バリアフリーマップ」(PDF ファイル)として関係各方面に無償で提供し、福祉関係機関のホームページを通じて自由に配布していただくことで多くの方にご活用をいただけてまいりました。

とくに運賃の割引に関する情報をまとめたことにつきましては、各方面より高い評価を頂戴いたしました。「マップ」を作成することができましたのも、ひとえに貴社のご協力によるものであり、改めて厚くお礼申し上げます。

このたび、前回の作成より年数を経過していること、および、交通バリアフリーに関する法令の改定など社会情勢の変化も踏まえ、掲載の情報を新たにすることいたしました。また、前回の調査時には、ご都合が合わず調査期間内のご回答をいただけなかった事業者様も少なくなかったことと拝察申し上げます。

障害がある方がご本人の希望する形で、地域でその人らしく暮らすこと、すなわち「地域生活」が国を挙げて取り組まれており、公共交通機関の利用を含む移動手段の確保は、障害のある人もない人もすべての人の生活の質を左右する重要な課題となっております。

「バリアフリーマップ」を更新させていただくことは、御社のお取り組みを利用者の皆様に発信する機会となることと存じます。

つきましては、時節柄業務繁多のところご迷惑をおかけし誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をお汲み取りいただき、是非ともご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

謹白

記

調査の名称：「交通バリアフリーマップ」情報の更新 アンケート

調査の目的と内容：「知的・発達しょうがい交通バリアフリーマップ」（平成 17 年公開）に掲載されている貴社の情報について、御社に最新の情報にご更新いただくことで、「交通バリアフリーマップ」を作成し利用者の皆様方に情報を提供することを目的とします
根拠となる事業の名称：平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金事業（障害者対策総合研究事業）「共生社会を実現するための要因の解明」（研究代表者：堀口寿広）

調査の実施期間：平成 23 年 11 月～同年 12 月 19 日

ご協力いただきたい作業の内容：貴社にて実施されている交通バリアフリーへのお取り組みに関して、最新の情報を回答用紙へご記入ください。ご参考までに「知的・発達しょうがい交通バリアフリーマップ」（平成 17 年公開）のうち、御社の情報の掲載頁（別紙）を同封いたします。ご回答用紙につきまして、電子ファイルをご希望でしたらご遠慮なくお申し付けください。

個人情報の保護について：

- 本調査はあくまでご協力をお願いするものであり、ご回答ご返信の可否、および、情報の開示の可否につきましては、すべて貴社のご判断にお任せするものです。ご回答いただかないこと、ご回答の内容、個別の情報の開示を否とすることによって、貴社に関して何らかの評価を実施しようとするものではありません。いただいたご回答をもとに情報を公開させていただきますので、ご回答のご記入に当たりましては十分なご配慮をいただきますようお願い申し上げます。
- 今回お寄せいただくご回答につきましては、バリアフリーマップ作成のためにのみ使用いたします。他の目的に使用することはございません。
- 法令に基づく手続きを経てなされた請求があった場合をのぞいて、貴社のご承諾を得ることなくご回答を第三者に開示することはいたしません。
- ご回答用紙は研究事務局にて厳重に保管し、調査終了後に機械裁断いたします。
- バリアフリーマップの作成に関して、情報掲載料、作成費用の一部ご負担等、貴社に費用のご負担を求めるものではございません。ご回答のご記入に当たりご担当者様のお手間とお時間をいただくこととなりますので、ご協力いただける範囲でご回答いただきたく存じます。
- バリアフリーマップは研究事業の成果物として一般に公開いたします。いただいたご回答をもとに、学術集会での発表や学術雑誌での論文発表を行うことがあります。その場合は、全体的な傾向として扱い（例：「運賃の〇割引を実施していると回答した事業者は回答の〇%」など）、特定のご回答を取り上げたり個別の事業者様どうしを比較したりすること（例：「同じ乗車距離で A 社は普通運賃を〇割引しているが B 社は〇割引している」）はいたしません。
- 本調査は公的研究事業として実施するものですが、調査のすべての責任は研究事務局が負うものであり、国、厚生労働省、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターには責任はございません。お手数をお掛けいたしますがご不明の点などございましたら研究事務局宛てお寄せ下さいますようお願い申し上げます。
- 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの事業内容につきましては、当センターホームページ（<http://www.nonp.go.jp/guide/index.html>）をご覧ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先（堀口）

回答用紙

ご回答用紙につきまして、電子ファイルをご希望でしたらご遠慮なくお申し付けください。

貴社名	
ご回答に関する 問い合わせ等ご 担当者様	※バリアフリーマップには掲載いたしません

- 情報の開示について
- すべての情報の開示を可とする（事業社名を記載して情報を公表してよい）
 - 開示を否とする
 - すべての情報の開示を否とする
 - 完全な匿名にしてすべての情報の開示を可とする
 - 完全な匿名にして一部の情報の開示を否とする
 - 匿名にはしないが一部の情報の開示を否とする
- （否とする情報には表の該当する情報に赤で×印をつけてください）

I. このアンケートにご回答くださる貴社についてお教え下さい。

運輸事業の内容	鉄道 ・ バス ・ 航空 ・ その他（ ） あてはまるものすべてに○をお付けください。
事業の主な実施 地域 (都道府県等)	
本社の所在地 (住所・代表の 連絡先※)	
ホームページ等	
障害者割引等 についての問い合 わせ窓口 (電話・電子メ ール等の連絡 先)	

「交通バリアフリーマップ」情報の更新アンケート

II. 障害のある方が乗車船券・搭乗券等をお求めになる際、所持する障害者手帳にもとづく運賃料金等の割引の内容についてお教え下さい。

1. 貴社にてお取り扱いのある手帳*

- 身体障害者手帳（身体障害がある方のための手帳）
- 療育手帳（知的障害がある方のための手帳）
- 精神障害者保健福祉手帳（精神障害がある方のための手帳）

2. 貴社にて実施されている運賃料金等の割引の内容

手帳の 等級	乗車船・搭乗 の形態	障害者の 年齢	利用する距 離の制限 (〇〇km以 上等)	割引の対 象 となる乗車 船券の種類 (定期券等)	割引率** (通常運賃 の〇割引き 等)	備考
第1種 障害者 (重 度 の 障 害 が 有 る 方)	単独で乗車す る場合	12歳未満				
		12歳以上				
	介護者とも に乗車する場 合	12歳未満				
		12歳以上				
第2種 障害者 (軽 度 の 障 害 が 有 る 方)	単独で乗車す る場合	12歳未満				
		12歳以上				
	介護者とも に乗車する場 合	12歳未満				
		12歳以上				
その他						

* 手帳の名称や体裁は都道府県によって異なります。手帳の第1種・第2種の等級については、手帳に記載されています。

** 割引後の金額ではなく、通常運賃から減額される金額についてお答えください（例：通常運賃 300 円のところを障害者割引で 210 円=3 割引）。

3. 障害のある方が運賃料金等の割引をご利用される際、乗車船券等の購入の方法および各種障害者手帳の提示・確認の方法については、貴社ではどのように設定されていますか。また、ご利用の件数を集計していらっしゃいますか。それぞれあてはまるものすべてに○をお付けください。

券種	方法
定期券	① 事前に利用の申し込みは必要ですか？ a. 必要である（ 日前まで） b. 必要ではない ② 手帳を確認するのはいつですか？ a. 購入時に窓口で b. 乗車船・搭乗時に出札口等で c. 降車船時に d. そのほか（ ） ③ 自動券売機に障害者のための料金設定がありますか？ a. ある b. ない c. そのほか（ ） ④ 利用件数を集計していらっしゃいますか？ a. 集計している（年間： 件） b. 集計はしていない
普通券	① 前に利用の申し込みは必要ですか？ a. 必要である（ 日前まで） b. 必要ではない ② 手帳を確認するのはいつですか？ a. 購入時に窓口で b. 乗車船・搭乗時に出札口等で c. 降車船時に d. そのほか（ ） ③ 自動券売機に障害者のための料金設定がありますか？ a. ある b. ない c. そのほか（ ） ④ 利用件数を集計していらっしゃいますか？ a. 集計している（年間： 件） b. 集計はしていない
回数券	① 前に利用の申し込みは必要ですか？ a. 必要である（ 日前まで） b. 必要ではない ② 手帳を確認するのはいつですか？ a. 購入時に窓口で b. 乗車船・搭乗時に出札口等で c. 降車船時に d. そのほか（ ） ③ 自動券売機に障害者のための料金設定がありますか？ a. ある b. ない c. そのほか（ ） ④ 利用件数を集計していらっしゃいますか？ a. 集計している（年間： 件） b. 集計はしていない
プリペイドカード等	① プリペイドカード等に障害者用のものはありますか？ a. ある b. ない c. そのほか（ ） ② 利用件数を集計していらっしゃいますか？ a. 集計している（年間： 件） b. 集計はしていない
その他 ()	

Ⅲ. 障害のある方を対象とした、運賃料金等の割引以外での支援の具体的な内容についてお教え下さい。

1. 貴社では障害のある方を対象とした支援として、具体的にどのようなお取り組みをなさっておいででしょうか？ あてはまるものすべてに○をお付けください。
 （なお、以下の選択肢は、当方で実施した知的障害のある方々を対象とした調査であげられたご要望にもとづいて作成しております。）

- a. 福祉車両の導入（ノンステップバス等）
- b. 車椅子利用者対応エレベーター・エスカレーター等の設置・増設
- c. 車椅子利用者等対応トイレを駅等の施設内に設置・増設
- d. 車椅子利用者等対応トイレを車両内に設置・増設
- e. 施設内での案内方法の改善（漢字にルビをふる、点字板を設置するなど見やすい表示等）
- f. 障害について職員の講習や対応方法の研修（車椅子利用者等の乗降介助の方法等）
- g. 障害者対応職員の施設内配置（各種資格取得の推進等）
- h. 案内ボランティアの施設内設置
- i. 障害者向け乗車船券・搭乗券等の購入手続きの簡略化
- j. 障害者割引の適用範囲（対象者の障害種別、利用距離、割引率）の拡大
- k. 車内広告等による一般利用者への啓発活動
- l. 近隣の障害福祉施設との連携（事故や運行遅延時の連絡等）
- m. 障害のある方が困ったときに係員に提示できる「SOSカード等」への協力
- n. その他（ ）

2. 今後どのようなことにさらに力を入れていきたいとお考えでしょうか？ 上の記号または具体的な内容をお教え下さい。

このページのご回答の内容は公開いたしません

IV. 今回のアンケートに関するご意見・ご感想、「交通バリアフリー」についてのご意見等、ご自由にご記入ください。

また、貴社で交通バリアフリーに関連したマニュアルやガイドブック等を作成されている場合は、差し支えなければご惠贈賜りますようお願い申し上げます。(回答用紙と同封し、料金受取人払いにてご送付下さい。)

※こちらにご記入いただいた内容につきましては「交通バリアフリーマップ（仮称）」には掲載いたしませんので忌憚のないご意見をお書きください。なお掲載を希望される事項等ございましたらその旨お書き添えください。裏面もお使い下さい。

お忙しい中ご協力いただき誠にありがとうございました。添付の返信用封筒にてご返送ください。

ご返送、ご不明な点などお問い合わせは

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 堀口寿広

資料8: 独自の取り組み

都道府県名	区市町村名	地域人口	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数計	障害者率(対人口)	左記の数値調査時点	地域の独自の取り組みとして考えられるもの			もっとも独自の強い事業として選んだ事業について					
									施策名(通称等あれば)	施策の目標	構成事業名1	構成事業名2	構成事業名3	開始年度	終了予定	事業の目標	
北海道	北見市	124,856	5,778	1,031	780	7589	0.061	H23.3	該当施策なし								
北海道	長万部町	6,094	500	68	32	600	0.098	H23.3	なし								
北海道	倶知安町	15,397							共生型基盤整備事業	高齢者と障がい者がともに助けあい、安心して暮らせる場の整備。高齢者と障がい者がともに働き、高齢者の生きがいづくり、障害者の就労の場をつくること	高齢者と障がい者の共生型住まいをとおした地域活性化事業	食を通じたソーシャルインクルージョン実現のための地域活性化事業		2	平成22年度	平成23年度	高齢者の能力の活用、障がい者がともに働く場として相互共生の環境を整え、住民の地域を発展させる。
北海道	天塩町	3,576	211	35	5	251	0.070	H23.11	なし								
北海道	安平町	8,846	521	65	27	613	0.069	H23.12									
北海道	清水町	10,168	796	121	38	955	0.094	H23.4	独自施設なし								
北海道	標茶町	8,401	584	87	34	705	0.084	H23.11	該当なし								
青森県	五所川原市	60,349	2,728	512	474	3714	0.062	H24.1	独自の取り組みは無し								
青森県	中泊町	13,255	764	63	78	905	0.068	H23.3	特にありません								
青森県	大間町	6,600	287	73	25	385	0.058		なし								
青森県	東通村	7,297	366	75	52	493	0.068	H23.4									
岩手県	平泉町	8,429	444	83	46	573	0.068	H23.3	該当するものはありません。								
宮城県	名取市	72,350	3,069	375	305	3749	0.052	H23.3	障害者福祉の充実	健やかで生きがいのある福祉社会づくり	福祉タクシー利用料等助成事業	身体障害者在宅改造資金補助金事業		1	平成3年度		心身に重度の障がいがある方に対し、タクシー利用料等の一部を助成することにより、社会参加を促進し福祉の向上を図る
宮城県	蔵王町	13,071	591	131	57	779	0.060	H24.1	特になし								
秋田県	五城目町	10,868	730	85	40	855	0.079	H23.3	なし								
山形県	小国町	8,981	457	67	23	547	0.061	H23.4									
福島県	南相馬市	66,242	3,604	561	302	4467	0.067	H23.10	特になし								
福島県	伊達市	66,072	2,917	526	366	3809	0.058	H23.4	障がい者タクシー利用券、在宅酸素療法者酸素濃縮器使用助成、障がい者就業支援事業		障がい者タクシー利用券	在宅酸素療法者酸素濃縮器使用助成	障がい者就業サポート			平成23年度	障がい者が日常生活を快適に過ごせるように
茨城県	結城市	51,850	1,554	327	225	2106	0.041	H23.4									
茨城県	五霞町	9,392	286	55	38	379	0.040	H23.4	地域生活支援事業の充実	障害者が地域において、安心して生活ができるよう経済的支援を進める。障害者が地域との関わりを持てるよう、地域活動支援センター事業の積極的な活動を促進する。	五霞町地域活動支援センター事業				平成18年度	障害者及び障害児が地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図る。	
栃木県	日光市	91,113	3,812	637	317	4766	0.052	H23.4			障がい福祉サービス費及び地域生活支援事業費の自己負担分助成(自己負担10%のうち5%を助成)通称/市独自助成	障がい福祉施設整備事業費補助金及び障がい福祉施設整備事業貸付金	障がい福祉施設における共同受注事業(障がい者就業支援対策)		1	平成18年度	障がいのある方が、住み慣れた地域において、適切に障がい福祉サービス等を利用し、自立した生活を営むことができるよう支援する。
栃木県	さくら市	43,899	1,391	245	108	1744	0.040	H23.4	なし								
栃木県	芳賀町	15,827	618	115	49	782	0.049	H23.12	障害者福祉の充実	①障害のある人もない人も、共に理解し合い、支え合う社会を目指すこと ②障害者の社会参加、自立と促進をすること ③障害者が安心して暮らせるよう支援すること	障害者福祉タクシー事業	重度心身障害者医療費助成事業	特定疾患患者等福祉手当		1	平成8年度	民間のタクシー業者と協定し、重度の心身障害者が通院等のためにタクシーを利用する場合に、その経費の一部を助成することにより日常生活に必要な交通の便の確保を図り、もって重度の心身障害者の福祉の増進に寄与する。
群馬県	吉岡町	19,632	579	96	56	731	0.037	H23.4									
群馬県	昭和村	7,623	322	56	24	402	0.053	H23.12		特にありません							
埼玉県	上尾市	227,214	5,689	1,266	1,010	7965	0.035	H23.4									
埼玉県	滑川町	17,261	455	84	58	597	0.035	H23.12									
埼玉県	ときがわ町	12,726	525	110	42	677	0.053	H23.3	障害者福祉事業	障害者の日常生活の利便を図り、障害者の福祉の増進に資することを目的に実施する。	自動車等燃料費助成事業	障害者診断書料等助成事業		2	平成18年度	手帳申請時に必要となる診断書、意見書の作成に要する費用を補助することにより、経済的負担を軽減させる。	
埼玉県	小鹿野町	13,500															

千葉県	富津市	47,810	1,884	369	167	2420	0.051	H23.4	富津市精神障害者医療費助成	精神障害者に対し、医療費等の一部を助成することにより、医療に係る経済的負担を軽減し、社会復帰を促進すること。	精神障害者医療扶助費					昭和50年度	精神障害者の方に精神疾患に関する医療費等の自己負担分を助成する。
東京都	北区	333,021	12,132	1,893	1,811	15636	0.048	H23.12	該当事業はありません								
東京都	練馬区	695,270	18,857	3,858	3,814	26529	0.038	H23.10	だれもが利用しやすいまちをつくる	区内施設の整備・改善を図り、高齢者や障害者をはじめだれもが利用しやすいものとする	鉄道駅バリアフリー事業					平成14年度	鉄道駅のエレベーター等の整備を促進することにより、高齢者、障害者を含む全ての区民が円滑に社会参加できる環境をつくる。
東京都	葛飾区	450,046	14,533	2,692	2,190	19415	0.043		障害者就労支援	一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けるように支援していきます。	障害者就労支援事業	民間通所施設負担軽減経費助成	障害者施設自主生産品販売所運営経費		3	平成20年度	1障害者施設利用者の工資引き上げ 2就労訓練の場の確保 3地域住民との交流の場の確保 4余暇活動の場の確保
東京都	町田市	420,304	11,082	2,547	2,377	16006	0.038	H23.3	回答該当なし								
神奈川県	横浜市										横浜市障害者後見的支援制度					平成22年度 ※平成22年度は「障がい者への差別をなくす条例策定事業」	障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、本人の生活を見守り、権利擁護を行う体制を、一人ひとりに合わせて作っていくことを制度の目標としています。
神奈川県	葉山町	33,704	903	111	139				障害者機能訓練、社会参加支援、啓発事業、在宅障害者への生活支援事業		雇用報奨金支給事業	在宅障害者福祉サービス事業			1	昭和63年度	在宅の知的障害者および精神障害者の雇用促進と就労の定着を図ること。また、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整し、障害者と事業主の安定的な雇用関係の普及を促す
新潟県	三条市	103,625	3,871	765	361	4997	0.048	H23.12	該当なし								

富山県	富山市	417,108	20,096	2,469	1,707	24272	0.058	H23.12	富山型デザイナーサービス事業	地域にある家庭的な住宅型施設で、子どもから高齢者まで年齢や障害の有無に関わらずデザイナーサービスを提供する。	富山型デザイナーサービス事業							平成8年度		地域にある家庭的な住宅型施設で、子どもから高齢者まで年齢や障害の有無に関わらずデザイナーサービスを提供する。			
静岡県	焼津市	143,137	4,559	907	499	5965	0.042	H23.4	特になし														
静岡県	湖西市	62,218	1,985	382	199	2566	0.041	H23.3	該当なし														
静岡県	伊豆の国市	49,805	1,661	261	517	2439	0.049	H23.4															
愛知県	東郷町	41,928	1,014	181	202	1397	0.033	H23.12	なし														
愛知県	武豊町	42,622	1,261	248	199	1708	0.040	H24.1	特別なものは思いあたりません														
京都府	八幡市	74,227							該当なし														
大阪府	堺市	841,931	39,767	5,832	5,578	51177	0.061		堺市マスタープラン		堺市障害者雇用貢献企業認定事業							1	平成23年度	平成27年度	経営環境が厳しい中、障害者雇用についての理解や意識はあってもなかなか国基準を満たす取り組みが難しい企業が多いことから、経営的に厳しい状況にあるものの、堺市が独自に定める基準を満たし障害者雇用に前向きに取り組む「堺市障害者雇用貢献企業」に対し、企業情報の発信や奨励金の支給など資金面で支援措置を講ずることにより、市内企業全体の障害者の雇用を促進する。		
大阪府	門真市	129,272							該当ありません														
大阪府	能勢町	12,041	589	100	58	747	0.062	H23.10	特になし														
兵庫県	福崎町	19,645	689	129	58	876	0.045	H23.3															
鳥取県	江府町	3,440	214	23	16	253	0.074	H23.12	特になし														
鳥根県	飯南町	5,523	450	50	30	530	0.096	H24.1	人工透析患者支援事業	通院支援など										平成22年度	通院支援など		
鳥根県	吉賀町	6,875	551	85	125	761	0.111																
岡山県	真庭市	50,243	2,913	401	93	3407	0.068	H23.4	障がい者の経済的自立環境創造支援事業(きらめきプロジェクト)	市内の障がい者の経済的自立環境を整備する。具体的には市内の福祉作業所の共同受注や発注を行うハブとなる組織を育成し、商品開発、販路開発を行うことにより、利用者の工賃を増加させ、生活を豊かにする。										平成23年度	平成28年度	市内の障がい者の経済的自立環境を整備する。具体的には市内の福祉作業所の共同受注や発注を行うハブとなる組織を育成し、商品開発、販路開発を行うことにより、利用者の工賃を増加させ、生活を豊かにする。	
広島県	大竹市	28,788	1,152	215	165	1532	0.053	H24.1	サービス利用に対する助成	障がいのある方も住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり	自立支援事業と地域生活支援事業の利用者負担上限額を合算	移動支援事業の交通費を一部助成	補装具費と日常生活用具給付事業の利用者負担の1/2を助成							2	平成18年度		利用者の経済的負担の軽減を図り、障害者等の社会参加の促進及び余暇活動の充実を図る。
広島県	神石高原町	10,900	870	84	58	1012	0.093	H23.4	独自の取り組みはありません。														
山口県	周南市	152,393	5,443	967	641	7051	0.046	H23.4	該当ありません														
徳島県	吉野川市	44,560	2,279	406	167	2852	0.064	H24.1															
香川県	東かがわ市	34,380	1,998	236	121	2355	0.068	H24.1	1. ふれあい訪問事業 2. 障がい者就業支援事業	1. 障がい者の引きこもりを防ぐ 2. 障がい者の就業意欲を高め、自立と社会参加をより一層促進するとともに、市職員の障がい者への理解を促す	ふれあい訪問事業	障がい者就業支援事業								2	平成21年度	障がい者の引きこもりを防ぐ	
香川県	土庄町	15,659	807	177	53	1037	0.066	H24.1	心身障害者等医療費支給事業	心身障害者等について、医療費の一部を支給することにより、その健康の保持及び増進並びにその生活の安定に寄与し、もって心身障害者等の福祉の向上を図る。											昭和51年度	施策の目標に同じ	
愛媛県	砥部町	22,353	840	101	73	1014	0.045	H23.12															
福岡県	小郡市	59,132	2,133	323	207	2663	0.045	H23.4	特になし														
長崎県	松浦市	26,993							特になし														
長崎県	小値賀町	2,868	278	48	16	342	0.119	H23.12	独自の取り組みはありません														
熊本県	苓北町	8,142	446	46	60	552	0.068	H24.1	該当施策なし														